

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

## 令和5年度税制改正のお知らせ

令和 5 年度の税制大綱につきまして、重要と思われるものをお知らせ致します。

### <個人所得課税>

○ NISA の抜本的拡充と恒久化

- ・非課税保有期間が無期限化され、口座開設可能期間も**恒久的な措置**となる。
- ・一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠(「つみたて投資枠」)について、年間投資上限額が**40 万円から 120 万円に拡充**される。
- ・現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、「成長投資枠」については、年間投資上限額が**120 万円から 240 万円に拡充**されるとともに、「つみたて投資枠」との併用が可能となる。
- ・非課税保有限度額を新たに設定した上で、**1,800 万円**とし、「成長投資枠」については、その内数として**1,200 万円**となる。

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120 万円		240 万円
非課税保有期間 <sup>(※1)</sup>	制限なし(無期限化)		同左
非課税保有限度額 <sup>(※2)</sup> (総枠)	1,800 万円		※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)
			1,200 万円(内数)
口座開設可能期間	制限なし(恒久化)		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が 告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等 <sup>(※3)</sup> [※安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、 高レバレッジ投資信託などを対象から除外]
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、 新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

- (※1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保。
- (※2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から既存の認定クラウドを活用して提出された情報を国税庁において管理。
- (※3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施。

## <法人課税>

- 中小企業者等の法人税率の特例の延長
  - ・ 中小企業者等の年 **800万円以下**の所得金額にて適用される法人税の軽減税率 **15%**については、適用期限が2年延長され、**令和7年3月31日**までに開始する事業年度までの適用となる。
- 中小企業向け投資促進税制等の見直しおよび適用期限の延長
  - ・ 企業の設備投資を税制面から後押しする中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制について、一部の対象の資産(※1)が除外され、**適用期限が2年延長**される。
    - ※1 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置で、その管理のおおむね全部を他の者に委託するもの

## <消費課税>

- インボイス制度円滑化のための緩和措置追加
  - ・ 免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を**売上税額の2割**に軽減する激変緩和措置が令和5年10月から3年間講じられる。
  - ・ 基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が1億円以下である事業者については、令和5年10月から6年間、**1万円未満の課税仕入れについてインボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能**となる。
  - ・ 少額な値引き等（**1万円未満**）については、**返還インボイスの交付が不要**となる。  
振込手数料の売り手負担(受取金額との相殺)がこれに該当する。

## 雇用保険料率変更のお知らせ

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。  
給与計算の際にはご注意ください。

### <令和5年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	<b>7/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	7/1,000	<b>17.5/1,000</b>
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000
建設の事業	<b>7/1,000</b>	<b>11.5/1,000</b>	7/1,000	<b>18.5/1,000</b>
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。